

学校部活動と地域のクラブ活動等の ガイドライン 第3版

令和8年4月

宮城県・宮城県教育委員会

目次

前文

○はじめに	3
○本ガイドラインについて	3
○部活動改革に伴う本県の目指す姿	4
○地域展開のスケジュールについて	4

I 公立中学校の部活動改革の基本的な考え方

1 改革の理念	5
2 取組の類型・名称	5
3 改革の推進体制	5

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方	6
（1）地域展開に係る環境の整備	6
（2）地域展開を充実させるための連携	7
（3）地域クラブ活動の参加者	7
2 地域クラブ活動に関する認定制度	7
（1）趣旨	7
（2）認定の要件	8
（3）認定制度の経過措置	8
（4）認定手続等	8
（5）認定されていない地域クラブ活動の取り扱い	9

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備	10
（1）市町村における体制整備	10
（2）協議会等検討体制の整備	10
（3）県・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の役割分担	10
（4）県及び市町村の連携体制の構築等	13
（5）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	13
（6）関係団体等・大学・民間企業との連携	14
（7）家庭との連携・協力	15
2 各種課題への対応	15
（1）運営団体・実施主体の整備等	15
（2）指導者の確保・育成	15
（3）地域クラブにおける活動内容	18
（4）適切な休養日の設定	18
（5）活動場所の確保	19
（6）活動場所への移動手段の確保	20
（7）生徒の安全・安心の確保	21
（8）障害のある生徒の活動機会の確保	23
（9）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	23

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等	24
-----------------------------	----

Ⅳ 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備	25
（1）学校部活動に関する方針の策定等	25
（2）指導・運営に係る体制の構築	26
2 適切な指導及び安全・安心の確保と指導上の留意点	28
（1）適切な指導の実施	28
（2）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	29
（3）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	29
（4）競技ごとの指導手引の普及・活用	29
＜指導に当たって留意すべき事項＞	29
3 適切な休養日及び活動時間等の基準	33
（1）基本的な考え方	33
（2）方針等への反映	34
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備	34
5 学校部活動の地域との連携	35
6 教職員のワークライフバランスの実現	35
7 地域展開に関わる中学校の対応	36

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会	37
（1）生徒の大会等の参加機会の確保	37
（2）大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	37
（3）生徒の大会等の安全確保	39
（4）大会等の在り方	39
2 中学校体育連盟等が主催する大会	39

Ⅵ 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業	41
【参考資料等】	42
【本ガイドライン記載内容の所管課】	43

前 文

＝はじめに＝

スポーツ・文化芸術活動を通じた本県の子供たちの健全育成にご尽力いただいております全ての関係者の皆様に感謝を申し上げますとともに、心より敬意を表します。

国では令和４年１２月に、休日の公立中学校の部活動を地域の活動へ移行する方向性を示しました。そして、令和７年１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」を新たに策定しました。

少子化が進み、学校の生徒数が減少することに伴い、子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により単独の部活動として大会に参加することができない等、活動への影響が見られています。また、地域の活動でも、参加者数の減少や指導者の高齢化も進みつつあります。さらに、教員の超過勤務の解消を図り、深い生徒理解や授業の質を高めていくことも課題です。今後も、県内の市町村において、中長期的に少子化が続く見込みであり、このタイミングで部活動改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなることが懸念されます。

本ガイドラインは、国が示したガイドラインの考え方を踏まえ、これまでの公立の中学校部活動を地域展開するため、学校、教員、地域の指導者、地域活動の団体等、地域展開に関わる全ての方々に向けて策定しました。

本県では、これまでも学校と地域の連携に取り組んでまいりましたが、この歴史的な部活動改革を機として、さらに連携を深め地域全体の活性化が図られ、これまで以上に地域の子供たちがよりよく成長できる環境が創られるよう、多くの方々にご理解とご協力をいただければ幸いです。

なお、本ガイドラインは、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校中学部の生徒の活動を主な対象とし、「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、公立中学校、公立高等学校及び公立特別支援学校の学校部活動を対象とするものです。

※ 国立及び私立の中学校・高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む。）については、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。

＝本ガイドラインについて＝

国が、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域のスポーツ活動や文化芸術活動（以下「地域クラブ活動」という。）の推進等に関して、国としての考え方を示すものとして、新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を令和７年１２月に策定しました。それを受け、本県の今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方を「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第３版」として示しますので、国のガイドラインと併せてご活用ください。

なお、長きに渡り培われた学校部活動から地域の活動に展開するに当たっては、今後も様々な工夫や改善が必要となることから、国の施策や県内における地域展開の進行状況を踏まえ、適時必要な更新を行います。

【本ガイドラインに統合したこれまでの部活動に関する宮城県教育委員会による通知等】

平成２５年２月 提言「部活動に適切な休養日設定を」

平成２５年９月 「子どもの心に灯をつける運動部活動の指導」

平成２８年３月 「運動部活動指導の手引き（外部指導者用）」

平成２９年３月 「部活動での指導のガイドライン【暫定版】」

平成３０年３月 「部活動での指導のガイドライン及び部活動指導の手引き」

令和５年３月 「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第１版」

令和７年３月 「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第２版」

＝部活動改革に伴う本県の目指す姿＝

- 休日は、多くの児童生徒が自主的に地域クラブ活動に参加し、同好の幅広い年代の交流活動を通して、互いが高め合うとともに地域の活動が活発に行われている。
- 中学校では、より深い生徒理解に努め、主体的・対話的で深い学びを推進しながら、生徒一人一人の自己実現に対する支援が行われている。さらに、地域と協働しながら、平日の部活動を地域展開する準備体制が整っている。また、準備が整ったところは平日の部活動を地域展開している。
- 中学生の活動成果を発揮するための大会や発表会等は、平日の部活動を地域クラブ活動に地域展開することを見据え、中学校体育連盟や競技・文化芸術協会、連盟等により、適切な開催が行われている。
- 幼児期から成長期にかけての多種多様な活動経験は、人間のよりよい成長に重要であることが広く一般化され、多くの子供たちがその体験の機会を得ることができている。
- トッププレーヤー（※）を目指す子供たちには、高い専門技術を持つ指導者が、科学的知見を持って育てていくとともに、個々の資質や能力による適性を発掘し、子供たちの充実した生き方を支援する環境が整っている。

※トッププレーヤーとは、「トップアスリート」「プロ選手・演奏者」「有名芸術家」等の総称。

＝地域展開のスケジュールについて＝

国は、令和４年１２月に公立中学校の部活動の地域移行を示しましたが、令和７年１２月、新たに部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。その中では、令和８年度から令和１３年度までの６年間で「改革実行期間」として設定（令和８年度～令和１０年度を「前期」、令和１１年度～令和１３年度を「後期」）しています。

県では、国と同様に令和８年度から令和１３年度までを「改革実行期間」として、令和１０年度中には県内全ての市町村で、休日の部活動を行わないことを目標にして、地域でスポーツ・文化芸術活動ができる環境整備を進めるという、県内全体のスケジュールの目安を示します。また、平日の学校部活動についても、休日の地域展開の定着等を踏まえ、準備ができた市町村から実施することとします。

それぞれの市町村の地域の実情は様々であり、地域展開の進捗状況によって県全体の中学生の活動に差が生じることが懸念されます。そのため、県全体で地域展開を進めることが、地域クラブ活動を通じた中学生の育成につながりますので、ご理解とご協力をお願いします。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
国	改革推進期間	改革実行期間					
		前 期	中間評価		後 期		
	休日は原則として、全ての部活動において地域展開を目指す。平日は、各種課題を解決しつつ推進する。						
県	改革推進期間	改革実行期間					
	休日の地域展開						
	平日の地域展開	休日の地域展開の状況を踏まえ取組を進める。					

I 公立中学校の部活動改革の基本的な考え方

1 改革の理念

急激な少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、活動を充実したものにしていくためには、部活動改革を進めることが不可欠となっている。

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要がある。

また、障害のある生徒やこれまで運動や文化芸術活動に積極的に関わってこなかった生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要である。

ア 県及び市町村は、部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であることから、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることも考慮する。

イ 県及び市町村は、部活動の地域展開等を通じて、年齢や性別、障害の有無に関わらず参加・交流が促進されることで、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化等につながることも考慮する。

ウ 県及び市町村は、部活動改革に当たって、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上に資する学校における働き方改革の推進を図ること等についても考慮する。

2 取組の類型・名称

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、以下のとおり。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて示す場合には「地域展開等」ということとする。

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える これらにより、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動が可能となる ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有等、学校との連携を図る必要があり、地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要
地域連携	学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

3 改革の推進体制

ア 市町村は、部活動改革の責任主体として、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整を行い、地域の実情等に応じた改革方針を決定し、地域クラブ活動の認定等を通じて、着実に改革を進めるよう努める。

イ 県は、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行う。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

新たな時代を生きる子供たちの望ましい成長を保障し、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を整備・充実させることが求められている。

その実現に向け、これまで学校内の人的・物的資源を生かして行ってきた学校部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域に存在する人的・物的資源を活用し、地域全体で生徒のスポーツ・文化芸術活動を支えることによる新たな価値を創造することが重要である。地域クラブ活動（※）の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえ、地域の実情等に応じた適切な形態等で整備・実施することが求められている。

また、実施される地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とした上で、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。その上で、部活動の意義を踏まえて地域クラブ活動を実施することで、様々な効果が期待できる。

心身の健全な発育・発達を築く時期である、中学生年代におけるスポーツ・文化芸術の機会を地域全体で支え子供たちを育てるという視点も有する、「地域展開及び地域クラブ活動」の在り方をここで示す。

県及び市町村等は、地域の実情に応じ関係者の協力の下、できるところから適切な形態等で取組を進めていくこととする。

※ 地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。しかしながら、地域クラブ活動の実施においては、学校施設の活用や学校との情報共有、希望する教師の兼職兼業等学校との連携を図る必要があることから、学校は地域展開後も地域の一部として関わりを持つことになる。

（１）地域展開に係る環境の整備

ア 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るとともに、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術環境を構築することを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の幅広い関係者の理解と協力の下、地域クラブ活動を行う環境を整備する。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動への展開を生徒のみならず地域住民を対象とした地域クラブ活動全体を振興する契機とするため、運営団体・実施主体（※）等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組む。

※ 「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理の中核部分を担い、「実施主体」は運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する。

ただし、運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、地域の実情に応じた柔軟な連携・協力の下、環境を整備する。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

○想定される運営団体・実施主体の例

	地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
運営団体	市町村、総合型地域スポーツクラブ、社団法人・NPO 法人、民間業者、学校運営協議会、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数校の部活動が合同で設立する団体、部活動等の卒業生を中心に設立する団体 など	
実施主体	スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム など	文化芸術協会、文化芸術団体、公民館等の社会教育施設 など
	大学等の上級学校	

(2) 地域展開を充実させるための連携

ア 地域クラブ活動を実施する環境の整備に当たっては、例えば総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団との連携を図ることは、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となる。特にスポーツ少年団においては、県内各市町村に事務局があり、既存の組織基盤を活かすことで、運営の効率化や一貫した指導体制が構築できることから、積極的な活用が期待される。

イ 県及び市町村が、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携を図ることで、指導者等を確保するとともに、生徒はもとより地域住民の生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等への愛好する心情等を涵養されるような工夫等を行い、地域全体の幅広いニーズに応えられるよう新たな価値の創出を目指す。

(3) 地域クラブ活動の参加者

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、各種スポーツ・文化芸術活動にこれまで積極的に関わってこなかった生徒、また障害の有無に関わらず、希望する全ての生徒が対象となる。

イ 参加者及びその保護者は、地域クラブが示す活動理念や方針を正しく理解するとともに、自身の志向に合う活動を選択することが大切である。

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）により示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う仕組みを構築する。

なお、認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※ 認定要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみなす。

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

【参考：部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン】

・ 本文・別冊資料①・別冊資料②

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251226-spt_oripara-000046627_00234.pdf

(2) 認定の要件

- ・ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒やこれまで運動や文化芸術活動に積極的に関わってこなかった生徒等を含めた参加の環境整備等を含む。）
- ・ 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ・ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS（※）活用を含めた不適切行為の防止徹底等）
- ・ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ・ 適切な運営体制が確保されていること
- ・ 学校等との連携が適切に行われていること

※ こども家庭庁 こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）参照

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(3) 認定制度の経過措置

ア 認定制度の円滑な実施の観点から、原則として令和 8 年度末まで市町村が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和 8 年度末まで（※）に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※ 部活動の地域展開に新たに取り組む市町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、令和 10 年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

イ 市町村等は、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意する。

(4) 認定手続等

ア 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村等に提出する。市町村等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行なって審査し、認定する。

イ 認定の有効期間は、最長 3 年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

ウ 市町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定された地域クラブ活

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

動（以下、「認定クラブ活動」という。）の取組状況等を適宜把握し、申請時に提出された誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。また、活動実態が認定要件から逸脱し、改善されない場合や不正があった場合等は認定取消しを行う。

※ 地域クラブ活動の認定に関する要綱、公立学校の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱及び各種申請様式等の認定手続きに必要な書式については、国が示すひな型を参考に各市町村が実態に応じて定めること。

【参考】

認定制度要綱ひな型

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251215-spt_oripara-000046180_05001.docx

兼職兼業要綱ひな型

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251215-spt_oripara-000046180_05002.docx

（５）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

ア 地域クラブ活動は上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動においても、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

イ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント等の防止、生徒の安全確保については、適切な対応を徹底するよう求められる。

ウ ガイドラインに準じた活動を行っている団体等についても、市町村の判断により、必要に応じて適切な指導や支援を実施する。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

中学校の部活動を地域に展開し、地域全体でスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるため、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の進め方や検討体制等について示す。

(1) 市町村における体制整備

ア 教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取り組む。

イ 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することなどの工夫を行う。

ウ 地域展開について協議するための幅広い関係者による協議会等（以下、「協議会等」という。）を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすい周知に努める。

(2) 協議会等検討体制の整備

ア 県及び市町村は、以下に例示する関係者からなる協議会等を設置し、必要な情報を適宜把握し、学校部活動の地域展開に向けた検討を行う。なお、地域においては広域的な協議会等の設置も考えられる。

- ・ 地域スポーツ・文化芸術担当部署や社会教育・生涯学習担当部署
- ・ 学校の設置・管理運営の担当部署
- ・ 地域スポーツ・文化芸術関係団体
- ・ 学校及び保護者・生徒
- ・ 大学・民間企業

イ 協議会等においては、地域展開を推進するため、次のようなニーズの把握等を行う。

- ・ 生徒や保護者のニーズ把握及びフォローアップ
- ・ 生徒や保護者に向けた方針や進捗状況の周知
- ・ 域内の学校数や部活動数に応じた指導者の必要人数等の基本情報
- ・ 域内の地域スポーツ・文化芸術活動に関わる団体や指導者等の基本情報
- ・ 地域クラブ活動に活用できる施設 など

(3) 県・市町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の役割分担

将来的な平日の学校部活動の地域展開を見据えつつ、休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に取り組む。平日における環境整備は、国の動向や全国的な流れを見ながら、できるところから取り組む。

【県の役割】

ア 市町村及び県立中学校の進捗状況を見ながら、地域展開の方針を示すとともに、引き続き、関係者に対する周知・啓発活動等を通して、本県の地域展開の目指す姿に準じる体制整備を支援する。

イ 単独では地域展開への対応が難しい市町村がある場合は、広域での実施がより効果的・効率的となる取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施することも考慮する。

【市町村の役割】

ア 市町村は、地域クラブ活動の理念（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展や新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブの認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施する。

イ 市町村は、協議会等の関係者間の話合いの内容等を踏まえ、改革実行期間における地域展開・地域連携の実施に向けた包括的な企画・調整を進める。その際、市町村の実情によっては、合意形成や環境整備に時間がかかることも考えられることから、地域の実情に応じて進める。

ウ 休日の学校部活動の地域展開・地域連携を進めるに当たっては、具体的な進め方について、保護者、生徒及び関係者へ丁寧に説明するとともに、実施状況を評価・分析して今後の取組に生かしていく。

エ 既存の地域スポーツ・文化芸術環境の実情等によっては、様々な取り組み方があり、進め方については関係者による協議会等において検討した上で方針を決定する。

オ 市町村は運営団体・実施主体と連携しながら、地域の実情に応じた地域クラブ活動の最適化を図り、運営団体、実施主体の運営体制整備に努める。

カ 市町村は、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供するため、認定要件等に則り、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営体制の整備等を行う。

【県及び市町村の役割】

県及び市町村は、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むため、休日の学校部活動の地域展開・地域連携に向けた環境整備に係る進捗状況等の評価・分析を行う。

【スポーツ競技団体・文化芸術団体の役割】

ア 地域スポーツ団体及び地域文化芸術団体は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関し

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

て、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

イ 県及び市町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供等により、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

ウ 県及び市町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会等の団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

【運営団体・実施主体の役割】

ア 運営団体・実施主体は、関係者間の柔軟な連携・協力の下、持続可能な体制を構築し、地域クラブ活動の運営・管理を行う。

イ 運営団体・実施主体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適切なガバナンスを確保する。その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」を参照し、準拠した運営を行う。

ウ 運営団体・実施団体は、その活動理念や活動方針を明確に示すことで、参加を希望する生徒やその保護者が納得して活動できるようにする。

エ 平日と指導者が異なる場合には、指導者間での指導方針の確認や生徒の活動状況に関する情報共有に加えて、保護者や生徒へ丁寧な説明を行い、納得を得て活動を実施するなどの工夫を行う。

オ 運営団体・実施主体は、性別や障害の有無に関わらず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

カ 運営団体・実施主体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。

キ 運営団体・実施主体は、協議会等の場を活用し、地域スポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

ク 運営団体・実施主体間の連携は、相互にメリットが感じられるように工夫することにより、地域展開の課題解決につなげ、円滑な推進や充実した活動に寄与することが期待される。

【学校の役割】

ア 学校は、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

イ 学校の設置者及び学校は、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に関する生徒・保護者への情報提供やニーズ調査に協力する。

（４）県及び市町村の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署、社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等のほか、地域スポーツ・文化コミッション等との連携も考えられる。

（５）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるのものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校との適切な連携を図ることが重要である。

ア 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有する。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性や適切な活動時間・休養日を確保する観点から緊密な連携を図るよう努める。

イ 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等の共有に当たっては、協議会等や ICT を活用する等、学校の負担軽減に留意する。

ウ 学校の設置者は、地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師の兼職兼業を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。

エ 市町村は、地域クラブへの参加促進のため、小学校や中学校と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供を行う。

オ 学校の設置者及び校長は、地域クラブ活動の内容等を児童生徒や保護者に周知するなど、生徒の興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

カ 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）、地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は市町村等と連携し、

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、県又は市町村等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

(6) 関係団体等・大学・民間企業との連携

部活動改革を円滑に進めるためには、県及び市町村が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要である。その際は、市町村や地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置等も考えられる。

【関係団体等との連携】

ア 関係団体等との連携を行うことで、スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大や多世代での交流等を通じた全体の振興等が考えられる。

イ 関係団体等との連携に当たり以下のような役割が期待される。

- ・ 指導者の育成に係る研修会の実施
 - ・ 専門的指導者・運営人材等の派遣
 - ・ 各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及
 - ・ 活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供
 - ・ 団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供
 - ・ 大会運営等への参画や新たな大会の開催
 - ・ 体験会・イベントの開催
- など

【大学との連携】

ア 大学との連携を行うことで大学地域における大学の認知拡大、指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック及び指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成等が考えられる。

イ 大学との連携に当たり、以下のような役割が期待される。

- ・ 指導者の育成に係る研修会の実施
 - ・ 大学生や大学教員の指導者（運営人材等の派遣事前指導、派遣先との調整等を含む。）
 - ・ 大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等
 - ・ 大学施設の貸出し
 - ・ 大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施
- など

【民間企業との連携】

ア 民間企業との連携を行うことで、CSRの一環としての地域貢献や地域における企業の信頼性向上、ブランドやサービスの認知拡大、人材採用・定着に関する好影響、社内人材への活躍・育成機会の提供等が図られるほか、企業等へのインセンティブ付与が考えられる。

イ 民間企業との連携に当たり、以下のような役割が期待される。

- ・ 財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等）
- ・ 指導者・運営人材等の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む。）
- ・ 企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供
- ・ 運営・管理等に関するノウハウや活動プログラム等の提供
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと など

（７）家庭との連携・協力

ア 運営団体・実施主体は、地域クラブの運営・活動方針を明確にし、家庭に対して説明会や書面等を通じて丁寧な周知を図るとともに家庭との情報共有に努める。

イ 保護者は、生徒の自主的・自発的な参加を後押しするために、活動方針や計画を理解した上で、運営団体・実施主体との情報共有に留意する。

ウ 保護者は、生徒の子供の心身のバランスの取れた成長のため、過度な活動にならないよう活動時間の把握に留意する。

２ 各種課題への対応

（１）運営団体・実施主体の整備等

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町村による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要となる。

イ 地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましい。

（２）指導者の確保・育成

中学生年代の多様なニーズに応えつつ、新しい価値を創造する地域クラブを円滑に実施するためには、地域の多様な人材等の中から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠であり、地域展開の理念に即して活動内容の質的向上も図る必要がある。そのためには、

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要となる。

【指導者の質の保障】

- ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するよう努める。また、地域のスポーツ団体及び文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- イ 県及び市町村並びにスポーツ団体、文化芸術団体等は、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力等の質の確保のほか、学校教育関係者等と連携し、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう研修等を行う。
- ウ 県及び市町村並びにスポーツ団体、文化芸術団体等及び指導者は、生徒への適切な指導力等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、性暴力を含む不適切な行為（以下、不適切な指導及び行為※）の根絶に取り組む。
- ※ 「不適切な指導及び行為」とは、平成 25 年 3 月 13 日 24 文科初第 1269 号体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）に示される体罰及び令和 8 年 12 月 25 日施行こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）で想定される行為を含む。認定地域クラブは公的な性質を有する活動であることから、運営団体や実施主体はこれらを想定するとともに防止に努めることで、生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるようにする。
- エ 不適切な指導及び行為が見られた場合への対応として、県や市町村等スポーツ協会や文化芸術団体とは別の第三者による相談窓口の設置や周知、各競技団体・文化芸術団体等と連携しながら対応する仕組みの検討を進める。さらに、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、指導者の理解を深める。
- オ 県や市町村と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、事故等や不適切な指導及び行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に対応を行うとともに再発防止に向けて事故等の分析や防止対策の強化等を行うことが重要である。
- カ 運営団体・実施主体等は、指導者に暴力等の問題となる行動や不適切な指導及び行為が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO 及び文化芸術等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。
- キ 運営団体・実施主体等は、県や市町村等スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体・文化芸術団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

ク 地域クラブ活動は、障害の有無に関わらず希望する生徒が主体的に選択できることから、指導者は、参加する生徒の発達段階や特性を考慮し、安全に活動に参加できるように取組を進める。

ケ 指導者は、スポーツにおいては精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面から支えられるように組織体制の整備に努める。

【適切な指導の実施】

ア 運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、不適切な指導及び行為を根絶する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

ウ 指導者は、生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うため、競技・種目に関する技術指導のみならず、発達の特性による個人差や成長期における体と心の状態等に関する最新の知識を修得する。

エ 指導者は、技術向上や大会・コンクール等での成績を追求する指導に偏重するのではなく、中学生年代の身体的・精神的な発達段階に合わせ、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる素地を育成できるよう、生徒の将来を見据えて指導を行う。

オ 運営団体・実施主体は、国、県及び中央競技団体等が作成した指導手引きを活用して、指導を行う。

カ 運営団体や実施主体の活動内容により、指導者が活動場所に不在となる場合は、オンラインでの活動実施や指導者とは別に生徒の活動を見守る人材の確保・配置等によって、一時的に安全・安心を確保することも考えられる。

【指導者の量の確保】

ア 運営団体・実施主体は、地域スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者等、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、地域スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、運営団体・実施主体の指導者の確保に当たっては、県が設置している人材バンクを通じて、

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

地域の多様な人材の発掘・マッチングを推進する。

なお、市町村が人材バンクを整備している場合は、県との連携にも留意する。

ウ 地域スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

エ 県、市町村及び運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT 等を活用した遠隔指導等ができる体制を整える。

オ 地域スポーツ・文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、オンライン受講ができるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

(3) 地域クラブにおける活動内容

ア 運営団体・実施主体は、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。その際、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動、休日や長期休暇中等に開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無に関わらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動等、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の自主的・自発的な参加ができるように配慮する。

イ 運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブ、社会教育施設で実施している他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の方針・活動内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(4) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いクラブも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅳ 学校部活動の在り方」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、活動日や休養日について参加する生徒の立場に立って調整を図る。

【学期中の休養日の設定】

ア 週当たり 2 日以上 の休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

【長期休業中の休養日の設定】

ア 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

イ 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、長期の休養期間（オフシーズン）を設けることが望ましい。

【1日の活動時間】

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。また、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内（※）とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

【実態を踏まえた工夫】

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

（５）活動場所の確保

ア 運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者・民間企業、大学等有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校等の施設のほか、廃校施設についても、経年劣化等の状況を踏まえ活用を検討する。また、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むこと。

イ 県及び市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、運営団体・実施主体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 県及び市町村は、学校施設について、営利を目的とした利用を一律に認めない規則の制

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

定や運用を行っている場合は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改定を行う。

エ 県及び市町村は、設置する学校において地域クラブ活動が学校施設を利用する場合、夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保のほか、学校の施設設備や備品等の活用に関する規定の整備も併せて行う。

オ 県及び市町村は、運営団体・実施主体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料や減免を認めるなど、利用しやすい環境づくりを行う。

例えば、学校施設と社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくり等の新しい価値の創造につなげられることが考えられる。

カ 県、市町村及び学校は、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して学校施設等を活用できるようにすることが重要である。学校施設利用を図るため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、前記アからオまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

キ 前記アからカまでについて実施する際には、都道府県や市町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

ク 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安心して活動できるよう、参加する生徒の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力等による連携の上で実施する。

（６）活動場所への移動手段の確保

ア 市町村は、地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保を検討する。その際、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応に努める。

イ 市町村は、活動場所への移動手段の確保について、活動場所の確保と一体的な検討を行う。その際、スクールバス等の既存の送迎車両の有効活用に加え、万が一の事故に備えた適切な任意保険の加入や補償体制の構築を前提として、共助版ライドシェア（※）等の活用を検討する。

※ 地域住民が自家用車を使い、公共交通が不足する地域で互いに移動を助け合う、地

域の安全管理体制に基づいた非営利・実費の輸送サービス。

ウ 市町村は、移動手段の確保について交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等との連携のほか、介護・福祉分野や医療分野等、他の政策部局の関係者とも連携について検討する。

(7) 生徒の安全・安心の確保

ア 県及び市町村は、地域クラブ活動が、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であることを踏まえ、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。

※ 運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）を参照

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくことを原則として取り組む。これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、指導の手引き等の作成や、地域クラブ活動の相談窓口の整備等も併せて進めるように努める。

ウ 県及び市町村は、以下の例などを参考とし、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切な指導及び行為が発生した場合の責任の所在を明確化する。事故や不適切な指導及び行為が発生した場合は、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行う。

※ 令和7年9月1日施行のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえながら、国、県、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていく。

【参考例】

＜県・市町村が運営主体となり、外部委託により実施する場合＞

責任の所在の明確化：自治体が運営主体としての最終責任を負うものの、受託業者との契約時において適切な役割分担を図り、責任の所在を明確化する。

契約による義務付け：業務委託（仕様書等）に、事故発生時の初動対応、緊急連絡体制、学校（顧問）との情報共有についてのフローを明記する。
契約締結時に受託業者と具体的に確認を行い、合意を図る。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

事案発生時への備え：不適切な指導及び行為の発生に備え、自治体の中立的立場による調査体制や、第三者を含めた事案解決の仕組みを構築する。

＜総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の地域クラブにおいて実施する場合＞
自律的運営の原則：地域クラブの責任において運営することを原則とし、各地域クラブが自立した安全管理を行えるよう体制整備を促す。

認定制度の活用：国の「地域クラブ活動に関する認定制度」を参考に、安全管理やコンプライアンスに関する一定の基準（認定要件）を満たしたクラブを活動主体として認定する。

共通指針の提示：自治体が不適切な指導及び行為の発生に備え、中立的立場による調査体制や、第三者を含めた事案解決の仕組み、事故対応、緊急連絡ルート、学校との連携等をまとめた「マニュアル」等を作成・提示し、各地域クラブが適切な対応を行えるよう支援する。

エ 運営団体・実施主体は、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入を徹底する。

オ 運営団体・実施主体は、事案発生時、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応する。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行う。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行う。

※ 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについては、国の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月）別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照

カ 運営団体・実施主体等は、指導者に暴力等の問題となる行動や不適切な指導及び行為が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO 及び文化芸術等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

キ 運営団体・実施主体等は、県や市町村等、スポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技・文化芸術団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

ク 指導者は、スポーツにおいては精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等、文化芸術においては活動に精通した指導者と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支えるとともに、組織的な体制整備に努める。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

ケ 指導者は、本ガイドラインⅣ 2 「＜指導に当たって留意すべき事項＞」(P 2 9) に準じて参加者の安全・安心を確保し、適切な指導を行う。

コ 保護者は、家庭生活が生徒の安息の場であり地域クラブ活動への参加を支える基礎的な立場にあることから、活動方針や内容について理解した上で、指導者と良好な関係を築くなど、心身ともに生徒が安心して活動に臨める環境づくりを支援する。

(8) 障害のある生徒の活動機会の確保

ア 県及び市町村は、地域クラブ活動の実施に当たって、障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくため、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進める。

イ 運営団体・実施主体は、指導者とともに指導に当たっての留意点等を把握し、障害の特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開できるようにする。

ウ 運営団体・実施主体は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、参加する生徒に事前に説明を行うとともに、参加する生徒の障害の状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携をできるように努める。

(9) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動に係る保有する施設の使用料を減免または低廉な額とするなどの支援を行う。

ウ 県及び市町村は、経済的に困窮する家庭の子供の地域クラブ活動への参加費用について国の補助事業を活用する等支援を検討する。

エ 県及び市町村は、運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、個人・企業からの寄附等を活用した基金の創設やクラウドファンディング、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

オ 運営団体・実施主体は、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

ア 県及び市町村は、部活動の地域展開等に当たって、その主役・当事者となる生徒が自主的・自発的に参加できるようにするため、生徒のニーズに合った地域クラブ活動に参画できる環境の整備を行う。その際、生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を構築できるように努める。

特に、生徒の活動を支える保護者に対し、地域展開の意義や具体的な運営方針を継続的に周知し、共通理解を図ることで家庭・地域の連携体制を構築する。また、地域クラブの活動が地域から理解や協力を得られるような成果発表の場等についても検討する。

イ 県及び市町村は、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることに努める。また、定期的にアンケート調査等を行い、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努める。

ウ 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動を選択できるようにするため、方針や活動計画等、地域クラブ活動に関する情報を分かりやすく生徒・保護者に提供する。

エ 地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合って決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップ等を育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現等につなげるようにする。

オ 生徒にとって所属する地域クラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブの運営に携わることにつなげるなど、人材の好循環を生み出せるような仕組みづくりを行う。

IV 学校部活動の在り方

学校部活動は、中学校及び高等学校の学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とされており、異年齢集団との交流の中で、良好な人間関係の構築や活動を通して自己肯定感を高める等の教育的意義の高い活動である。

学校部活動を実施する場合には、本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、公立中学校等及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。

なお、高等学校については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する（国立及び私立の中学校・高等学校については学校の実情に応じて、本ガイドラインに準ずることが望ましい）。

1 適切な運営のための体制整備

（１）学校部活動に関する方針の策定等

【学校の設置者及び校長による「部活動の方針」の策定】

ア 学校の設置者は、国のガイドライン及び本ガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する方針を策定し、必要に応じて設置校及び地域の活動団体に周知する。

イ 校長は、学校の設置者の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動の活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。また、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

【各部活動の「活動計画」の作成】

ア 顧問は、県及び市町村の方針並びに部活動の活動方針を踏まえ、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を校長に提出する。その際、過度な活動とならないよう休養日を確保する。

イ 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告する。

ウ 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえた活動計画となるよう、関係団体と連絡調整を行う。

【「部活動の方針」と「活動計画」の様式】

学校の設置者は、各学校において活動方針・活動計画の策定等が効率的に行えるよう、簡

IV 学校部活動の在り方

素で活用しやすい様式を示す。

【参考：教育庁保健体育安全課ホームページより】

休養日設定確認表（様式例） <https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/kyuuyoubisettei2023.xlsx>

月間計画表（様式例） <https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/gekkankeikaku.xlsx>

＜活動計画の作成に当たって留意すべき事項＞

- ・ 活動計画の作成は、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいた目標を設定するなど、生徒の自主的・主体的な活動であることを踏まえた支援を行う。
- ・ 活動計画は、校内で情報を共有するとともに、保護者に対しても積極的に説明し、理解を得るようにすること。
顧問は、作成した活動計画について、部活動指導員、外部指導者や地域クラブ活動の指導者に説明し、理解を求めること。
- ・ 効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学習や学校行事への影響を考慮すること。

（２）指導・運営に係る体制の構築

【指導体制の構築】

ア 学校の設置者及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和７年文部科学省告示第１１４号）に基づき、個々の教師の時間外在校時間の状況に留意しつつ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。また、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることも踏まえ、学校と地域が連携して指導体制を構築するよう努める。

【参考】公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/mext_00026.html

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置するよう努める（学校の実情に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討）。

ウ 校長は、教師を部活動顧問とする場合には、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師のほかの校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で、部活動開始・終了時刻を調整する等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設置するなどの工夫を行い、教師の負担が過度とならないように努める。また、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校部活動の地域展開・地域連携が実施される地域においては、休日の活動から、部活動指導員や地域の指導者が単独で指導を行ったり、複数校が合同で活動したりする合同部活動の導入等、地域の実情に合わせた活動を段階的に取り入れていく。

【研修の充実】

ア 県及び学校の設置者は、部活動顧問を対象としたスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修を行う。

イ 県及び学校の設置者は、学校の管理職を対象とした部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。

ウ 県及び学校の設置者は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、任用前及び任用後の定期において必要な研修を確実に行う。

エ 研修の実施に当たっては、オンライン形式や他の研修と合同で開催するなど、過度な負担とならないよう留意する。

【部活動指導員、外部指導者（※）の任用・配置及び役割】

ア 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合、校長は、外部指導者の配置に努める。特に、中学校では、休日の地域展開に伴う指導者との連携体制を構築する。

※ 部活動指導員は法的に位置づけされた学校職員で、技術指導を含め練習試合や大会への引率等、部活動顧問と同等の形で部活動に携わる。外部指導者は、部活動顧問と連携、協力しながら技術指導の補助をする立場で部活動に携わる。

イ 学校の設置者及び校長は、部活動指導員、外部指導者の任用・配置に当たっては、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守した上で、適切な指導を行うため、以下の内容について定期的に研修を行う。特に、外部指導者においては、学校教育として行われる部活動の指導者としてふさわしい人間性等も判断し、任用すること。また、中学校の部活動の意義が地域クラブ活動においても生かされるよう、以下の点に留意する。

- ・ 学校教育の理解、部活動の位置付け、教育的意義
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・ 安全の確保や事故発生時の適切な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や、体罰及び性暴力等不適切な指導及び行為は、いかなる場合も許されないこと

ウ 学校の設置者及び校長は、部活動指導員、外部指導者の配置の効果を定期的に把握する。

エ 部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う。

オ 部活動指導員及び外部指導者は、JSPOの「公認スポーツ指導者制度」や各加盟団体における研修会等を積極的に受講する等、自己の研鑽に努める。

【家庭との連携・協力】

ア 保護者は、生徒の自主的・自発的な参加を後押しするために、活動方針や計画を理解した上で、学校や顧問との情報共有に留意する。

イ 保護者は、生徒の心身のバランスの取れた成長のため、過度な活動にならないよう活動時間の把握に留意する。

2 適切な指導及び安全・安心の確保と指導上の留意点

学校部活動は、顧問の教師等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考えることが必要である。

目標や指導方針等の設定に当たっては、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことがないよう、学校教育目標の実現に向けた取組となるとともに、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むこと、発達段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意する。また、その点について、生徒や保護者にも丁寧に説明し、理解を得る。

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）及び事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

イ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養

IV 学校部活動の在り方

護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

ア 顧問の教師等や保護者・生徒等の共通理解を図り、望ましい集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境等により、暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。

イ 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。その際、特に、顧問の教師等に任せず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。

ウ 事実確認に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて、厳正に教師等の処分等を実施する。

(3) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

顧問、部活動指導員及び外部指導者は、過度の練習・活動がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(4) 競技ごとの指導手引の普及・活用

ア 学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体が作成した競技ごとの指導手引をホームページに公開するとともに、県や関係団体と連携して、普及・活用を図る。

イ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、前記アの指導手引を活用して、適切な指導を行う。

<指導に当たって留意すべき事項>

① 学校組織全体での指導

ア 管理職は、指導者同士の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮すること。

イ 顧問は、部活動の運営や指導に当たっては、他の教職員や地域・保護者の協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら責任をもって指導・活動を行うよう心掛けること。

② 顧問、部活動指導員及び外部指導者等の指導者に求められるもの

- ア 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導を行うこと。
- イ 大会等で好成績を収めることのみを重視し、科学的な視点から見て過重な練習を強いること等がないようにすること。
- ウ 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛けること。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねること。
- エ 部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に精通するとともに、生徒の発達の段階や成長による変化、部活動のマネジメントや社会的マナーの指導等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させること。
- オ 指導者は、先見性、企画力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指すこと。また、一時的な感情に左右されることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛けること。
- カ 講習会・研修会等へ積極的に参加し、部活動においては最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努めること。
- キ 一般に、指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することから、タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努めること。
- ク 生徒が自ら考え、主体的、自発的に練習に取り組めるよう、大会等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行うこと。
- ケ 指導者は、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められる。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、望ましい集団づくりや日頃からの生徒への目配り等にも留意すること。
- コ 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権

侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあること等にも留意すること。

サ 暴力・暴言・ハラスメントやいじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど、開かれた活動環境の整備や指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくり等にも留意すること。

※ 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)に沿った指導を行うこと。特に、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、指導者はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。

【参考：運動部活動での指導のガイドライン】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

③ 禁止事項

ア いかなる場合においても、体罰を行使してはならない。指導と称し、指導者の独善的な目的を持って特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導を行ってはならない。

イ 生徒の人格を否定する発言を行ってはならない。指導者としての信用を失墜させる行為をしてはならない。ハラスメント、個人情報の漏洩、不適切な会計処理等は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であることを十分に認識し、適切な指導を行うこと。また、管理職の許可なく生徒と個人的なメール等のやり取りを行わないこと。

④ 活動の充実

ア 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導すること。

イ 部活動は、自主的・自発的な活動であるため、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組ませること。

ウ 一人一人が意欲的に活動できるよう運営の役割分担にも配慮すること。

エ 指導者は、励まし合い、お互いを支え合える関係づくりを重視した指導や生徒の間

に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育む指導を心掛けること。

オ 指導者は、個々の発達段階に合わせて、適切な運動負荷により活動させることで、スポーツ障害・バーンアウト等のリスク管理を行い、適切な休養を取りながら、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を心掛ける。また、主とする活動以外の様々な活動に参加する機会が得られるよう配慮すること。

⑤ 事故防止対策等

生徒等への注意点の説明は、定期的に行い、遠征先や普段の慣れた活動場所においても想定される危険を具体的に説明すること。

ア 健康面での安全の確保について

- ・ 健康観察による体調確認（顔色や表情、体温等）
- ・ 持病や障害等（循環器系、アレルギー、シックハウス等）
- ・ 健康診断結果や保健室利用状況等
- ・ 学級閉鎖や臨時休業等

イ 施設・設備や環境等について

- ・ 気象状況の確認（突風、竜巻、落雷、ひょう、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等）
- ・ 施設の安全性の確認
- ・ 器具の設置の安全確認
- ・ 用具の破損等の有無の確認
- ・ 技術レベルや体格差を考慮
- ・ 事故防止及び事故が発生した際の対応

ウ 災害時の対応等について

- ・ 避難経路及び避難場所の確認
- ・ 避難方法及び誘導についての確認
- ・ 保護者等への連絡体制の確認

⑥ 指導者間の連携

部活動指導員及び外部指導者の協力を得る場合には、学校教育目標や方針等について、学校、顧問と部活動指導員及び外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、情報共有を密にして活動すること。

＜顧問と部活動指導員及び外部指導者が確認すべき事項＞

- ・ 活動目標、活動計画、活動内容、事故防止のための注意点
- ・ 顧問と外部指導者及び部活動指導員の役割分担
- ・ 緊急連絡体制、事故発生時の対応等

- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- ・ 災害時の対応や避難経路

＜学校とのトラブルになりやすい部活動指導員及び外部指導者の行為の例＞

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

3 適切な休養日及び活動時間等の基準

(1) 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動等の学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとする。そのための部活動の休養日等についての具体的な基準は以下のとおりである。

【学期中の休養日の設定】

ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

【長期休業中の休養日の設定】

ア 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

イ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

【1日の活動時間】

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とする。また、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内（※）とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

【朝練習】

原則禁止とする。ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとする。

【実態を踏まえた工夫】

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校行事や定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

＜ハイシーズンの設定＞

- ・ 中学校総合体育大会・高等学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクール等大会で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられるが、それ以外の時期に休養日を確保すること。
- ・ 概ね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日、または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てることができるようにする。
- ・ 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

(2) 方針等への反映

ア 学校の設置者は、「部活動の方針」の策定に当たり、前記(1)の基本的な考え方を参考に、休養日及び活動時間を設定し、明記する。

イ 校長は、「部活動の方針」の策定に当たり、前記(1)の基本的な考え方を踏まえるとともに、学校設置者が策定した方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・改善を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無、活動の得手不得手を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備に努める（ニーズを踏まえつつ、マルチスポーツ部や総合文化部の設置、複数部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点を置いた活動の実施等を推進）。

イ ニーズを踏まえた活動環境の整備の具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向ではなく、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室等の活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

ウ 県及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、それぞれの地域の特性に応じて、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を地域の実情に合わせて推進する。その際の安全の確保には十分留意する。

エ スポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に配慮した活動時間の設定や課題の工夫を行う。

オ 学校部活動は全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意し、生徒の意に反して強制的に加入させることがないようにする。また、活動日数、活動時間等を見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動等、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域との連携

ア 県及び学校の設置者は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。その際、協議会等で必要な事項について検討する。

イ 県、学校の設置者及び校長は、小・中学校、高等学校、大学及び支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施等、多様な交流の機会を設ける。

ウ 学校の設置者及び校長は、地域のスポーツ少年団や地域スポーツクラブ及び文化芸術団体の活動と学校部活動を共同で実施するなど連携を深める。中学校の休日の地域展開が整った市町村においては、平日においてもできるところから検討する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

6 教職員のワークライフバランスの実現

ア 県、学校の設置者及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）」を踏まえること。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

7 地域展開に関わる中学校の対応

休日の学校部活動の地域展開に伴い、中学校に求められる対応は設置市町村の状況によって異なるが、地域展開の段階に応じて、以下のような対応が想定される。

- ・ 職員会議で教職員へ周知、説明
- ・ 生徒、保護者に対しての周知、説明
- ・ 校内での検討組織の設置及び校内担当者の配置
- ・ 市町村教育委員会の方針に基づく地域展開のスケジュールの作成
- ・ 地域展開に伴う部活動に関する学校教育目標の見直し
- ・ 部活動で育んでいた教育的な部分を学校でどのように育むかの検討
- ・ 平日の部活動と休日の地域クラブ活動の整理
- ・ 生徒に対する休日の過ごし方の指導や動機付け
- ・ 生徒が中総体に参加する場合の出場チームの把握
- ・ 指導要録や調査書への記載事項の整理（活動状況や大会等の実績把握）
- ・ 部活動数の精選
- ・ 学校と地域クラブ（指導者）との連携の在り方
- ・ 教職員が兼職兼業する際の校内体制の整備
- ・ 地域クラブが学校を使用する際の施設貸出し対応の検討 など

V 大会・コンクールの在り方

学校部活動の成果発表の場である大会やコンクール等は、生徒や保護者の関心が高く、特に中学校総合体育大会については、学校教育活動の一環としての位置付けで実施されてきた背景がある。中学校の部活動が地域展開していく中で、地域の実情や参加者のニーズ等に応じて、各競技団体や文化芸術団体等と協力体制を構築し、持続可能な運営がされることが必要となることから、中学生を対象とした大会等の在り方について示す。

なお、高校生を対象とした大会等の在り方については、中学校の地域展開の状況を踏まえて改めて示す。

1 県内のスポーツ・文化芸術団体等が主催する大会

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会・コンクール等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム等も参加できるようにする。特に、認定地域クラブ活動は、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、円滑な参加に向けた環境を確保するよう努める。

イ 中学校等の生徒を対象とする大会・コンクール等の主催者は、学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会が確保できるようにする。

ウ 県及び市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行うよう努める。

エ 学校の設置者は、大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、学校部活動の生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブの参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努める。

オ 学校の設置者及び校長は、地域クラブの位置付け（学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動）を踏まえ、平日の大会等に参加する学校の生徒が、部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動で参加する場合も、学校を出席扱いとできることに留意する。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

【大会等への参加の引率】

ア 学校の設置者及び校長は、部活動における大会等の引率について、教師以外の部活動指導員が担うよう努め、教師が行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師

V 大会・コンクールの在り方

の負担が過度とならないよう配慮する。

イ 大会等の主催者は、部活動指導員が大会引率できるよう大会等の規定の見直しを図る。

ウ 市町村において、部活動指導員による引率を認めていない場合は、部活動指導員による引率が可能となるよう見直す。

エ 地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ指導者等が担い、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

【大会運営への従事】

ア 大会等を主催する団体等に所属する職員が大会運営を担うこととし、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整えとともに、大会運営業務に係る謝金等の費用負担について検討する。併せて、持続可能で効率的な運営の在り方について検討する。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブに対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。また、地域クラブ関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進する。

ウ 学校の設置者及び校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可等（※）について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

※ 地方公務員法第 38 条（営利企業等従事）又は教育公務員特例法第 17 条（兼職兼業等従事）の規定に基づくもの。

エ 学校の設置者及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可等を含めた適切な勤務管理を行う。

この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可等の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、JSPO、公益財団法人笹川スポーツ財団及び特定非営利活動法人日本スポーツボランティアネットワーク等、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組等との連携を図る。

(3) 生徒の大会等の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を最優先に考え、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には、開催時期や試合を行う時間帯を変更するなど、十分な安全対策を行う。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

(4) 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方や開催回数を見直すよう努める。

イ 学校の設置者及び地域クラブ運営団体・実施主体は、生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、数の上限の目安等を定めることや、参加する大会等を精査するよう努める。

ウ 大会の主催者は、生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会、多様なニーズを踏まえた大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入の工夫を検討する。

エ 障害のある生徒が参加する大会については、スポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ大会等の整備を進める。

2 中学校体育連盟等が主催する大会

ア 県中体連及び市・地区中体連は、学校部活動の地域展開・地域連携に伴い設立された団体について、学校部活動（複数校の合同チーム等）、地域クラブ活動の区分に関わらず、参加要件を見直すなど、改革実行期間の大会の在り方について検討を進める。

イ 県中体連及び市・地区中体連は、主催大会等に参加する学校や地域クラブ活動に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

V 大会・コンクールの在り方

ウ 県中体連及び市・地区中体連は、参加する生徒の健康と安全を最優先に考え、前記V 1（3）に基づいた大会等の運営を行う。

エ 中学校体育連盟と同様の性格や背景を有する文化芸術団体は、主催する中学生を対象とした大会やコンクール等について、前記ア、イ、ウと同様の対応とする。

【参考】宮城県中学校体育連盟公式ホームページ <https://miyagi-ctr.com/>

VI 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者として活動することができるよう、国が示す「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和 5 年 1 月文部科学省）等を参考にしながら、円滑に兼職兼業の許可等を得られるよう、規程や運用の整理を行う。その際、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、学校運営に支障がないことや学校における在校等時間（※）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から労働基準法に規定される法定労働時間を差し引いた時間が、単月当たり 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内となることが見込まれる場合等は、希望する教師等については許可等を行うよう整備する。

※ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する指針に定めるものをいう。なお、教育職員以外の場合は、所属における勤務時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令に基づく時間外勤務の時間の合計）となる。

イ 教育委員会は、中学校の教師等だけではなく、小学校の教師（体育専科教師等）等、さらには、高等学校・特別支援学校の教師等及び事務局職員等幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境整備を行うよう努める。

ウ 教育委員会は、教師等が兼職兼業に従事を希望する地域クラブ活動の所在市町村と、勤務校の所在市町村が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行う。

エ 教育委員会等が兼職兼業の許可等をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにも関わらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮等、学校運営に支障がないことの校長への事前確認等も含め、検討して許可等をする。

オ 地域スポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

カ 教育委員会及び地域スポーツ・文化芸術団体等は、指導者として雇用等された教師等の兼職兼業等従事に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が連携して雇用者等の適切な労務管理に努める。

※ 国のガイドラインで示されている「教師の人事における学校部活動の指導力の評価」と「高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い」については、国のガイドラインを踏まえて、今後検討する。

【参考資料等】

- 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」の策定について通知
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251215-spt_oripara-000046180_00005.pdf
 - ・ 概要
https://www.mext.go.jp/sports/content/20260209-spt_oripara-000046180_01.pdf
 - ・ 本文・別冊資料①・別冊資料②
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf
 - ・ 関連通知等
認定制度要綱ひな型
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251215-spt_oripara-000046180_05001.docx
兼職兼業要綱ひな型
https://www.mext.go.jp/sports/content/20251215-spt_oripara-000046180_05002.docx
- 運動部活動での指導ガイドライン（平成25年4月）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf
- スポーツ庁「全国各地で取り組まれている、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html
- 文化庁 文化庁活動改革～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>
- 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）（令和5年1月）
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf
- 宮城県教育委員会「部活動指導者テキスト」
<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/bukatudousidousyakensyutekisuto.pdf>
- 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
- 子ども性暴力防止法（令和8年12月25日施行）に関するページ
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>
- 運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

【本ガイドライン記載内容の所管課】

I 公立中学校の部活動改革の基本的な考え方

- 学校部活動全般及び運動部活動に関すること（教育庁保健体育安全課）
- 文化部活動に関すること（教育庁生涯学習課）
- 地域スポーツクラブ活動に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 文化芸術クラブ活動に関すること（教育庁生涯学習課）

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 地域クラブ活動全般及び地域スポーツクラブ活動に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 地域文化芸術クラブ活動に関すること（教育庁生涯学習課）
- 地域クラブ活動の認定制度に関すること全般（企画部スポーツ振興課）

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 地域展開全般に関すること及びスポーツ活動に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 地域展開全般に関すること及び文化芸術活動に関すること（教育庁生涯学習課）

IV 学校部活動の在り方

- 学校部活動全般及び運動部活動に関すること（教育庁保健体育安全課）
- 文化部活動に関すること（教育庁生涯学習課）

V 大会・コンクールの在り方

- 中体連及び高体連主催大会に関すること（教育庁保健体育安全課）
- 競技団体及び地域スポーツ団体主催大会等に関すること（企画部スポーツ振興課）
- 地域文化芸術団体主催大会に関すること（教育庁生涯学習課）

VI 関連する制度の在り方

- 兼職兼業に関すること（教育庁教職員課）

【担当】

教育庁保健体育安全課学校体育班	022-211-3667	hokenat@pref.miyagi.lg.jp
企画部スポーツ振興課スポーツ振興班	022-211-3178	suposinss@pref.miyagi.lg.jp
教育庁生涯学習課協働教育班	022-211-3690	syogakk@pref.miyagi.lg.jp
教育庁教職員課服務制度班	022-211-3636	kyosykyf@pref.miyagi.lg.jp